

受験資格特例教習



受験資格を短縮!!

19歳以上かつ普通免許等保有1年以上に
受験資格が引き下げられます。

3 免許取得までの総額 = 1 特例教習 + 2 通常教習

特例教習受講条件

中型・大型・普通二種を取得する際に運転経歴や年齢を満たさなくても受験資格特例教習を修了することで取得可能になります

年齢	19歳		20歳			21歳以上		
希望車種	中型	大型・二種	中型	大型・二種	大型・二種	中型	大型・二種	大型・二種
免許取得期間	1年以上 2年未満	1年以上 2年未満	1年以上 2年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	1年以上 2年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満
必須課程	年齢・経験	年齢・経験	経験	年齢・経験	年齢・経験	経験	経験	経験

1 特例教習

受験資格特例教習

対象	技能	学科	教習料金
年齢・経験	31	5	299,640円
経験	27	2	258,940円
年齢	4	3	177,760円

修了証明書の発行

免許取得の流れ

2 通常教習

希望車種の教習 (中型・大型・二種)



中型

所持免許	技能	学科	教習料金
普通	15	1	233,970円
準中型	9	-	177,760円

※別途料金 仮免申請交付料 2,850円(非課税)



大型

所持免許	技能	学科	教習料金
普通	30	1	432,630円
準中型	23	-	353,540円

※別途料金 仮免申請交付料 2,850円(非課税)



二種

所持免許	技能	学科	教習料金
普通	21	19	264,110円
準中型	18	19	250,250円

3 免許取得

免許の取得

若年運転者期間

- 「若年運転者期間」とは特例取得免許を取得してから本来の受験資格要件が定める年齢(中型は20歳、大型・二種は21歳)までの間をいいます。
 - 若年運転者期間中に交通違反をして一定の基準に達した場合は、「若年運転者講習」の受講が義務付けられます。
- 「若年運転者期間中に交通違反をして一定の基準に達した場合」とは、若年運転者期間内に違反行為をして累積点数が3点以上になることをいいます。(1回の違反で3点となる場合は4点以上となります。)

- 正当な理由なく若年運転者講習を受講しない場合
- 講習を受講後、若年運転者期間が経過するまでにさらに違反をして一定の基準に該当した場合

特例を受けて取得した免許が取り消されます